

市税等を一時に納められない方のために
最大1年納付を猶予します



この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や資金繰りが悪化するなど、納期限までに市税や各種料金が納められない方に対し、これまでの猶予の要件を市独自で更に緩和することとしました。

対象となる市税及び料金等

市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税等)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、上下水道使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金

主な猶予の要件

1. 事業に著しい損失を受けた場合又は事業の継続が困難になる場合

- ✓ 操業度又は販売額等が前年同期に比して50%(通常の80%を緩和)以上減少してる期間が1か月を超える場合
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により固定資産や棚卸資産を廃棄せざるを得なくなった場合

2. 生活の維持が困難になる場合

- ✓ 本人及び扶養親族の必要生計費に相当する収入を確保することができなくなった場合

※ このほかにも個別の事情によって要件がありますので、各担当課(裏面参照)までお問合せください。

猶予が認められると...

- ・ 最大1年納付の猶予が認められます
- ・ 猶予期間中の延滞金の一部又は全部が免除されます
- ・ 財産の差押が猶予されます

※ 各種料金等で猶予の取扱いが異なる場合があります。

申請の受付日

- ・ 令和2年3月26日から受付を開始します。

申請の手続

○申請者

納税(納付)義務者が猶予の申請者(対象者)になります。

○提出書類

ア「猶予申請書」

イ「財産収支状況書」

ウ その他必要と認める書類

○申請の期限

納期限までに申請をお願いします。

○猶予の承認・不承認

提出された書類の内容を審査した後、飛驒市長から承認・不承認を通知します。

担保の提供

猶予を受けようとする場合に、金額に相当する担保の提供を求める場合があります。

なお、次に該当する場合は担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別な事情がある場合

猶予の期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収入の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割し納付する必要があります。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当する時は、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税等以外に新たに市税等の滞納が発生した場合

猶予に関するお問合せ先

市税……………税務課 ☎0577-73-3742

国民健康保険料……市民保健課 ☎0577-73-7464

後期高齢者医療保険料…市民保健課 ☎0577-73-7464

市営住宅使用料……都市整備課 ☎0577-73-0153

上下水道使用料……水道課 ☎0577-73-7484

保育料……………子育て応援課 ☎0577-73-2458

情報施設使用料……管財課 ☎0577-73-7462

介護保険料……………地域包括ケア課 ☎0577-73-7469

育英基金償還金……教育総務課 ☎0577-73-7493

飛驒市



HIDA CITY